

湖沼水質保全特別措置法に基づく八郎湖の指定湖沼及び指定地域の指定について

1. 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）においては、環境大臣が都道府県知事の申出に基づき、閣議決定を経て、水質環境基準の確保が緊要な湖沼を指定湖沼として指定し、指定湖沼の水質汚濁に関係がある地域を指定地域として指定し、当該湖沼について、総合的かつ計画的な水質保全対策の推進を図るための特別措置を講ずることとしている。
2. 八郎湖については、昭和 52 年に国営八郎潟干拓事業が完了した以後、徐々に富栄養化が進行し、近年アオコが大量発生するなど、水質悪化に歯止めがかからない状況となっているため、平成 19 年 9 月に秋田県知事から指定の申出があり、同年 12 月 7 日の閣議決定を経て、指定湖沼として指定するとともに、指定地域の指定を行った。
3. 指定地域として指定される地域を有する市町村
秋田県秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、南秋田郡五城目町、同郡八郎潟町、同郡井川町及び同郡大潟村

指定の申出	平成 19 年 9 月 28 日
閣議の決定	平成 19 年 12 月 7 日
指定の公示	平成 19 年 12 月 11 日

八郎湖及び八郎湖に係る指定地域図



— 指定地域の境界線